

町田市町区域の新設に関する市民懇談会会員募集要項

町田市町区域の新設に関する市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）は、住所整理実施により町をいくつかの区域（町区域）に分け、町名を新設する必要がある場合に、実施地区の関係者と実施後の変更案について考えていく場です。

市民懇談会は、実施地区の関係者の意見を反映できるよう、町内会、自治会・商店会・法人・対象地区の住民から選任した会員で構成します。

2021年8月から南大谷、東玉川学園三・四丁目地区で「市民懇談会」を開催するにあたり、10名を募集します。

1. 応募資格 以下の（１）から（５）のすべてに該当する方

（１）町田市南大谷、東玉川学園三・四丁目及びその周辺に在住する個人または南大谷、東玉川学園三・四丁目及びその周辺に所在する法人等の代表。

（２）18歳以上の方（2021年6月1日時点）。

（３）他の審議会等の委員ではない方。

（４）平日の18時以降に開催する会議に出席できる方。

（５）町田市の職員、町田市議会議員ではない方。

2. 応募方法

必要事項を記入した「申込書（様式1）」と、応募理由を400字以内にまとめて、日本語で記述した「応募理由書（様式2）」（詳細は以下の通り）を、応募締切日までに、土地利用調整課へ持参、郵送またはEメールにより提出してください。

①申込書（様式1）に次の必要事項を記入してください。なお、【 】内は法人の場合です。

（１）氏名【法人名と出席者氏名】 （２）住所【所在地】

（３）性別【出席者の性別】

（４）生年月日、年齢【出席者の生年月日、年齢】

（５）連絡先電話番号

（６）Eメールアドレス

※いただいた個人情報は市民懇談会会員の選考と、会員となった場合の市民懇談会運営上の事務以外には使用しません。

②応募理由書（様式2）

指定の用紙（様式2）に本懇談会の会員に申し込んだ理由について400字以内にまとめて、日本語で記入（横書き）してください。

※鉛筆書き不可。（様式2と同様の、A4サイズ・20字×20行の様式であれば、指定の用紙以外も可。）

※提出された応募理由書は返却しません。また、会員選考以外には使用しません。

3. 募集人数

10名以内

4. 応募締切日

2021年6月30日（水）午後5時まで（必着）

5. 応募書類提出先

町田市 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係
〒194-8520

町田市森野2-2-22（市庁舎8階）

Eメールアドレス mcity5030@city.machida.tokyo.jp

※持参する場合は、午前8時30分～12時、午後1時～5時の間に、
お願いします。（土曜日、日曜日、祝日は閉庁日です。）

6. 任期その他

- (1) 市民会員の任期は、委嘱日から市民懇談会の結果を市長へ報告するまでです（2022年9月頃を予定）。
- (2) 市民懇談会は2021年8月から2ヶ月に1回、計5回の予定ですが、必要に応じて増減する可能性があります。
- (3) 会員への謝礼等はありません。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大状況によって市民懇談会は書面等で開催する場合があります。

町田市 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係
電話（直通）042 - 724 - 4254